款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	1　社会福祉総務費

事務事業名	社会福祉事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	2,969,289	2,089,420				879,869
R５	3,188,375	2,089,420			127,727	971,228
増減	△219,086				△127,727	△91,359

事業目的

1　生活困窮者に対し必要に応じた支援を行い自立の促進を図る。
2　社会福祉事業の健全運営に資するため社会福祉法人が施設整備した際の借入金利子の一部を助成する。
3　先の大戦における芦別市関係戦没者に対し、追悼のまことを捧げ、平和への誓いを新たにする。

事業内容及び成果

1　生活困窮者に対する支援

⑴ 住宅を失う恐れがある離職者等に住宅手当を支給	０人（１人減）	０円	（45,600円減）
⑵ 生活困窮者自立相談支援事業委託料	利用者29人（４人減）	1,803,560円	（±０円）
⑶ 生活困窮者家計相談支援事業委託料	利用者８人（２人増）	564,300円	（±０円）
⑷ 生活困窮者就労準備事業委託料	利用者１人（１人減）	288,090円	（±０円）
⑸ 生理の貧困に係る衛生用品無料配布	利用者37人（６人増）	39,341円	（18,688円増）
⑹ 浮浪者交通費扶助	利用者０人（±０人）	０円	（±０人）
⑺ 行旅病人及び行旅死亡人取扱繰替金	利用者０人（±０人）	０円	（±０円）
2　社会福祉施設整備利子補給金	１法人（±０法人）	111,348円	（55,674円減）

3　戦没者追悼式開催

⑴ 来賓出席者	22人	（７人減）
⑵ 遺族会出席者	５人	（±０人）
⑶ 供花・献花代	17,920円	（1,155円減）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	生活困窮者自立支援法、行旅病人及び行旅死亡人取扱法、社会福祉法人の助成に関する条例		自治事務
1．必要性（市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		社会福祉事業の推進、生活困窮者等への支援及び戦没者遺族等に対する援護のため必要である。
2．成果（市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		適切な支援を行い、市民の生活困窮からの脱却に寄与している。
3．要望（市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
社会福祉事業に貢献する社会福祉施設の経営安定を支援し、また、法に基づき生活困窮者への支援に努めていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	1　社会福祉総務費

事務事業名	社会福祉協議会関係事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	42,263,510					42,263,510
R５	40,295,768					40,295,768
増減	1,967,742					1,967,742

事業目的

高齢者、障がいのある方等地域住民の多様なニーズに応えるべく民間社会福祉活動の中核として位置付けられている社会福祉協議会に対し、安定的な事業運営ができるよう運営経費を補助することにより、地域福祉の向上に資する。

事業内容及び成果

社会福祉協議会への運営費補助、事業費補助（一日里親事業、ボランティアセンター運営事業）を実施したことにより、社会福祉協議会の事業が円滑に遂行された。

⑴　運営費補助　42,175,875円（1,984,268円増）

⑵　事業費補助　　87,635円　　（16,526円減）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	社会福祉法人の助成に関する条例		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		地域福祉の一層の向上を図っていくため、社会福祉協議会が安定的に健全な運営ができるよう支援が必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		本市における地域福祉推進の中核である社会福祉協議会の福祉事業が組織的運営され、効果的、能率的にきめ細かい福祉の増進を図ることができた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
社会福祉協議会への運営費補助、事業費補助により社会福祉事業の組織的、能率的運営を支援し、地域福祉の増進を図っていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	1　社会福祉総務費

事務事業名	民生委員・児童委員事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	6,452,720		4,939,720			1,513,000
R５	5,982,803		4,918,720			1,064,083
増減	469,917		21,000			448,917

事業目的

援護が必要な高齢者、障がい者、児童等が地域で安心して生活ができるよう、民生委員・児童委員の活動を支援する。

事業内容及び成果

民生委員・児童委員の行う各種活動を助長し、地域福祉の増進を図るため、活動費及び協議会運営経費の一部を交付した。

⑴ 民生委員活動費等負担金　　4,939,720円　(21,000円増)

⑵ 民生委員・児童委員協議会交付金　1,513,000円（448,917円増）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	補助金等交付条例		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		高齢化等により、地域福祉の重要性が増大する中、民生委員・児童委員の活動支援は必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		民生委員・児童委員の活動費等の負担軽減が図られた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
地域福祉の向上を図るため、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動に対する支援を行っていく。また、欠員地区の解消については引き続き町内会へ候補者の選出をお願いするとともに、定数の在り方を次回の一斉改選に向け、民生委員・児童委員協議会と意見交換を行っていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	1　社会福祉総務費

事務事業名	社会福祉施設整備事業事務（繰越明許分）

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	100,000,000			100,000,000		
R５	0			0		
増減	100,000,000			100,000,000		

事業目的

地域福祉の担い手として利用者の自立を支援している社会福祉法人芦別白光舎の新工場建設に伴い、整備に要する費用の一部を補助することにより、社会福祉事業の健全運営及び地域福祉の向上に資する。

事業内容及び成果

社会福祉法人芦別白光舎クリーニング工場建設について、実施設計が当初より大幅に遅れ、令和５年度中に事業完了が見込めなかったことから、次年度に予算を繰り越し、その後、令和７年１月20日（月）に工事が完了したため、市から芦別白光舎へ補助金を交付した。

・総事業費　　614,856,900円
・交付対象経費　371,650,463円
・市補助金　　100,000,000円

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	社会福祉法人の助成に関する条例、社会福祉施設整備補助金交付規則		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		社会福祉法人芦別白光舎の新工場建設に対し、市が支援することは地域福祉の向上を図るため必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	■ 向上した □ 維持した □ 低下した		社会福祉法人芦別白光舎の新工場建設に伴い、作業環境の改善及び作業効率の向上により、本市の福祉施策の向上が図られた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
令和６年度　事業完了	**終　了**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	2　障害者福祉費

事務事業名	障害者福祉事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	5,404,705	947,000				4,457,705
R５	5,417,008	295,900				5,121,108
増減	△12,303	651,100				△663,403

事業目的

障害福祉システムを適正に維持管理し、障害者手帳情報等を一元管理することにより、障害福祉サービス費等の適正給付及び障害者手帳等の進達事務の円滑化に資する。

事業内容及び成果

1　各種委員報酬

⑴　障害者計画等推進協議会委員報酬　10人（２人減）　40,000円（48,000円減）
　　障害者計画等推進協議会　１回（２回減）

⑵　身体障害者相談員報酬　１人（±０人）　25,000円　（±０円）

⑶　知的障害者相談員報酬　１人（±０人）　25,000円　（±０円）

2　障害福祉システムを維持管理することで、障害福祉サービス費等の適正給付及び障害者手帳等の進達事務の円滑化が図られた。

⑴　障害福祉システム標準化対応業務委託料　947,232円　（皆増）

⑵　障害福祉システム利用料　4,342,800円（13,200円減）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		本市の障害福祉サービス等の維持及び充実を図っていくうえで必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		障がいがある方の日常生活支援に資することができた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
障害福祉サービス等の維持及び充実を図っていくため、事務を継続していく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	2　障害者福祉費

事務事業名	障害者自立支援審査事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	941,655					941,655
R５	1,046,548					1,046,548
増減	△104,893					△104,893

事業目的

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある方の心身の状態を総合的に表す「障害支援区分」について、国の認定基準に照らして審査及び判定を行う。

事業内容及び成果

1　障害者自立支援審査会委員報酬　５人（±０人）　270,300円（119,100円減）

2　自立支援審査会　７回（３回減）　審査件数　76件（３件増）

3　障害支援区分別人員

非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	計
０人 （±０人）	１人 （１人増）	10人 （１人減）	14人 （８人減）	26人 （13人増）	11人 （４人減）	14人 （２人増）	76人 （３人増）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		「障害支援区分」の審査判定は、障害福祉サービスの必要性を明らかにし、サービス種類や量を決定する際に勘案する事項であり、適正な給付を行うために必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		法令に基づき、適切な認定を行った。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
適正に事務を実施していく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	2　障害者福祉費

事務事業名	障害者在宅サービス事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	1,697,444		54,000		872,895	770,549
R５	1,738,236				925,343	812,893
増減	△40,792		54,000		△52,448	△42,344

事業目的

在宅障がい者（児）の日常生活を支援する。

事業内容及び成果

在宅障がい者（児）の経済的負担軽減及び日常生活を支援するため、交通費助成サービス等を実施した。

区分	利用者等	決算額
知的障がい者施設通所交通費扶助	５人　（±０人）	241,055円（51,445円減）
ハイヤー料金扶助	1,933件（196件減）	1,043,820円（30,390円減）
精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費扶助	５人　（１人増）	109,700円（66,150円増）
身体障がい者健康保持増進費扶助（芦別温泉等利用券等交付）	延569人　（44人減）	228,190円（29,100円減）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	在宅福祉サービス条例		自治事務
1．必要性（市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		在宅障がい者（児）の日常生活支援、経済的負担軽減のために必要である。
2．成果（市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		在宅障がい者（児）の日常生活を支援し、経済的負担を軽減した。
3．要望（市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	■有 □無	重度障がい者ハイヤー料金扶助については、令和３年度から非課税世帯のみ対象とする。
	コスト縮減など	■有 □無	上記の対象者変更に伴う削減効果額　467 千円／年
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
必要な在宅福祉サービスを提供していく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	2　障害者福祉費

事務事業名	地域生活支援事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
Ｒ６	13,255,500	1,888,000	1,132,000		3,884,520	6,350,980
Ｒ５	13,196,212	2,106,000	1,370,000		3,721,262	5,998,950
増減	59,288	△218,000	△238,000		163,258	352,030

事業目的

障がい者（児）に対して地域で生活していくために必要な各種サービスを提供する。

事業内容及び成果

障がい者（児）への各種サービスを実施した。

区分	利用者	決算額
相談支援事業	市 利用者数　39人（10人増） 相談回数　延75回（21回増）	
	委託 利用者数　61人（２人増） 相談回数　延262回（16回増）	3,875,960円（173,745円増）
手話通訳者派遣事業委託	０人（±０人）	700円（±０円）
日常生活用具給付等事業扶助	延521人（40人増）	5,105,965円（226,438円増）
外出介護支援員派遣事業委託	８人（１人減）	1,455,075円（281,763円増）
地域活動支援センター機能強化事業	延618人（248人増）	2,710,000円（±０円）
訪問入浴サービス事業委託	０人（１人減）	０円（41,580円減）
更生訓練費給付事業扶助	０人（±０人）	０円（±０円）
ボランティア活動支援事業	補助団体　０団体（±０団体）	０円（±０円）
居宅介護支援員派遣(生活サポート)事業委託	０人（±０人）	０円（±０円）
日中一時支援事業委託	３人（２人減）	99,240円（184,560円減）
自動車改造費給付事業	０人（１人減）	０円（100,000円減）
成年後見制度利用支援事業	０人（２人減）	０円（305,078円減）

次頁へ続く

＜事務事業評価結果＞

<table>
<tr><td>根拠・関係法令</td><td colspan="2">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、
障がい者地域生活支援事業条例</td><td>自治事務</td></tr>
<tr><td>1．必要性
（市が実施しなければならない理由など）</td><td colspan="2">■ 高　　い
□ 低　　い</td><td>障がい者（児）が地域で自立した社会生活を送るため必要である。</td></tr>
<tr><td>2．成果
（市民福祉の向上は図られているかなど）</td><td colspan="2">□ 向上した
■ 維持した
□ 低下した</td><td>自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活に必要なサービスを提供した。</td></tr>
<tr><td>3．要望
（市民・団体等からの要望など）</td><td colspan="2">□ 有
■ 無</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4．行財政改革（改善・改革等）の取組</td><td>事務事業の休止・廃止など</td><td>□有
■無</td><td>―</td></tr>
<tr><td>コスト縮減など</td><td>□有
■無</td><td>―</td></tr>
<tr><td>他の事業との統合や民間委託など</td><td>□有
■無</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜今後の方向性＞</td><td>総合判定</td></tr>
<tr><td colspan="3">障がいの状態に応じた支援・給付等を適切に実施していく。</td><td>継　続</td></tr>
</table>

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	2　障害者福祉費

事務事業名	障害福祉サービス事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	706,445,097	326,914,479	169,664,535			209,866,083
R５	658,989,662	311,004,589	157,442,621			190,542,452
増減	47,455,435	15,909,890	12,221,914			19,323,631

事業目的

障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいの程度を勘案し、必要な介護給付や訓練等給付を行うほか、補装具の給付、修理又は更生に必要な自立支援医療の給付を行う。

事業内容及び成果

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、各種給付を提供した。

⑴　介護給付　居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、生活介護、施設入所支援、短期入所、療養介護

⑵　訓練等給付　共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続Ａ型、就労継続Ｂ型、就労定着支援

区分		利用者数	決算額
介護給付費扶助		171人（３人減）	323,296,110円（20,462,415円増）
訓練等給付費扶助		200人（２人減）	318,220,219円（28,077,005円増）
計画相談支援給付費扶助		221人（８人減）	13,146,128円（1,511,115円増）
高額障害福祉サービス費扶助		０人（±０人）	０円（±０円）
特定障害者特別給付費扶助		118人（３人増）	12,946,923円（878,314円増）
補装具費扶助		延30人（２人増）	4,273,760円（1,620,151円増）
やむを得ない事由による措置		０人（±０人）	０円（±０円）
自立支援医療費扶助費	更生医療	59人（12人減）	28,827,037円（5,622,446円減）
	育成医療	２人（±０人）	8,362円（28,114円減）
	療養介護医療	７人（±０人）	5,031,226円（543,736円増）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		障がい者（児）の自立した社会生活及び日常生活を送るため必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		支援が必要な障がい者（児）に対し、障害福祉サービス等を提供し、自立した社会生活及び日常生活に資することができた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
障がいの状態に応じた支援及び給付等を適切に提供していく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	2　障害者福祉費

事務事業名	障害者手当事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	4,862,360	3,646,770				1,215,590
R５	4,155,100	3,116,325				1,038,775
増減	707,260	530,445				176,815

事業目的

精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対し、手当を支給することにより、経済的負担軽減及び在宅福祉の増進を図る。

事業内容及び成果

対象者へ手当を支給し、負担軽減を図った。

区分	人数	支給額
特別障害者手当	８人（１人減）	2,926,200円（333,580円増）
経過的福祉手当	１人（±０人）	187,340円　（5,440円増）
障害児福祉手当	10人（２人増）	1,748,820円（368,240円増）
合計	19人（１人増）	4,862,360円（707,260円増）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高い □ 低い		精神又は身体に著しく重度の障がいを有する方に手当を支給することにより在宅福祉の増進を図る必要がある。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		常時特別の介護を必要とする方への負担軽減を図った。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
対象者に対する周知と法令に基づく適正な支給に努めていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	2　障害者福祉費

事務事業名	障害者社会参加支援事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	73,861					73,861
R５	31,002					31,002
増減	42,859					42,859

事業目的

障がい者スポーツ大会参加、ふれあい広場開催に係る費用を助成する。

事業内容及び成果

1　北海道障がい者スポーツ大会参加補助　67,302円（37,896円増）
　佐賀県で開催された卓球の全国大会参加に係る費用を補助した。

2　ふれあい広場開催費補助　6,559円（4,963円増）
　ボランティアの高齢化や協力団体の減少により開催中止となったため、開催中止案内等送付にかかった消耗品及び通信運搬費の２分の１を補助した。

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	補助金等交付条例		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		スポーツを通じて障がい者の体力の維持増進を図っている。また、市民が障がい者とのふれあいから理解を深め、ノーマライゼーションの考え方を地域全体に普及させるため必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		ふれあい広場については開催が中止となったが、スポーツ大会参加を支援し、体力維持に資することができた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
ふれあい広場については、令和６年度からボランティアの高齢化や協力団体の減少により事業休止しているが、障がい者等のスポーツ大会参加費については、継続して支援していく。	**縮　小**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	3　老人福祉費

事務事業名	高齢者福祉事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
Ｒ６	24,390,024		376,026		16,939,081	7,074,917
Ｒ５	22,053,024		318,182	5,700,000	12,609,000	3,425,842
増減	2,337,000		57,844	△5,700,000	4,330,081	3,649,075

事業目的

高齢者の生きがい対策及び健康増進を図ることや、高齢者の日常生活を支援する。

事業内容及び成果

1　高齢者保健福祉計画等推進協議会　全１回開催（４回減）
　委員報酬　８人（１人減）　32,000円（124,000円減）
2　敬老事業　134,000円（76,000円減）
　高齢者の長寿を祝福し、百歳祝品（似顔絵・どんぐり券）を贈呈した。
　百歳祝品贈呈　９人（１人減）
3　老人クラブ支援事業　　871,130円（193,456円増）
　老人クラブ連合会の運営の安定化を図るため、運営に要する経費の一部を交付した。
　また、高齢者の生きがい対策及び健康増進を図り、高齢者の社会参加を促進するため、単位老人クラブが行う教養活動事業、健康増進事業、生きがい対策事業及び世代交流事業の経費の一部を補助した。
⑴　老人クラブ連合会運営費交付　連合会　１団体（±０団体）
⑵　単位老人クラブ事業費補助　単位老人クラブ　13クラブ（±０クラブ）会員　489人（61人減）
4　緊急通報システム事業　70,390円（２円増）
　端末機器を設置した家庭から緊急通報システムにより、消防署に通報され発信者の人命が救助された。
⑴　新規設置台数　　２台（１台減）
⑵　年度末端末設置者数　29人（５人減）
⑶　救急出動　　10件（５件減）
5　在宅福祉サービス事業　1,715,884円（60,825円減）
　町内会が社会福祉協議会の委託を受け、独居老人、老人世帯等に訪問や電話による安否確認、冬期における雪下ろしや避難通路等の確保を行うことにより、在宅高齢者の日常生活の援助を図った。
　委託町内会　33町内会（±０町内会）
6　門口除雪サービス事業　13,975,423円（3,197,734円増）
　11月１日から翌年３月31日までの期間に除雪後の残雪の処理を行った。
⑴　利用世帯　　240世帯（４世帯増）
⑵　利用箇所数　317箇所（６箇所増）
　※１箇所につき幅２メートル以内で、１世帯当たり２箇所を上限
7　芦別温泉等利用券等交付事業　7,030,310円（1,046,210円減）
　高齢者の健康増進と身体機能回復を助長するため、芦別温泉等利用券等を交付した。
　利用者　延17,105人（2,320人減）
8　その他高齢者福祉事業　80,617円（80,617円増）
⑴　高齢者福祉大運動会　　参加者　156人（156人増）
⑵　シニア向けスマホ教室（全６回）　参加者　65人（皆増）

次頁へ続く

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	長寿祝品条例、老人福祉法、補助金等交付条例、老人クラブ活動推進事業実施要綱、在宅福祉サービス条例、社会福祉法人の助成に関する条例、社会福祉協議会福祉事業補助金交付規則、高齢者及び身体障害者芦別温泉等利用券等交付条例		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　　い □ 低　　い		高齢者の生きがい対策及び健康増進を図ることや、高齢者の日常生活を支援するため必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	■ 向上した □ 維持した □ 低下した		令和６年度より門口除雪サービス事業において、除雪対象期間を１か月延長し 11 月からの対応を進めたほか、毎年度の申請手続を不要とするよう手続きを改める等市民の利便性向上を図ることができた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	■ 有 □ 無		⑴　老人クラブ支援事業 行政改革推進委員会から、単位老人クラブ助成事業の利用状況を踏まえた助成メニューの見直しを検討すべきとの提言を受けている。 ⑵　緊急通報システム事業 行政改革推進委員会から、緊急通報端末機器のモバイル化など多様な方策の研究についての提言を受けている。 ⑶　在宅福祉サービス事業 行政改革推進委員会から、町内会の担い手不足に伴い、安否確認については全市的なサポート体制を構築する必要性があるなどの提言を受けている。 ⑷　門口除雪サービス事業 行政改革推進委員会から、対象年齢や所得制限等の見直しを検討すべきとの提言を受けている。 ⑸　芦別温泉等利用券等交付事業 行政改革推進委員会から、高齢化率の上昇に伴う交付開始年齢の引き上げなどの見直しを検討すべきとの提言を受けている。
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
現状施策を継続して実施するだけでなく、第１０期高齢者保健福祉計画の策定に向けたニーズ調査を行い、地域の多様な声を把握するよう努め、地域の高齢者が安心して暮らせる社会の実現を目指して施策の見直しを進める。また、上記の提言を踏まえ、利用者のニーズを把握しながら事業全体の見直しを進めて行く。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	3　老人福祉費

事務事業名	老人福祉施設入所事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	6,534,038				1,073,700	5,460,338
R５	6,832,831				1,168,650	5,664,181
増減	△298,793				△94,950	△203,843

事業目的

法令に基づき、居宅において養護を受けることが困難な方など、老人福祉施設への入所を措置する。

事業内容及び成果

1　老人ホーム入所判定委員会　１回（±０回）　委員報酬　２人（±０人）　8,000円（±０円）

2　施設入所状況（令和７年３月31日現在）

区分	施設数	措置人数
養護老人ホーム	２施設（±０施設）	３人（±０人）

3　老人福祉施設措置費扶助費　6,526,038円（297,293円減）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	老人福祉法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		居宅において養護を受けることが困難な方に対し、施設の入所を措置するため必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		居宅において養護を受けることが困難な方に、施設入所の措置を適正に行った。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
審査基準により適正に判定を行い、入所措置を実施していく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	3　老人福祉費

事務事業名	保健福祉施設管理運営等業務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	65,233,025			49,900,000	7,926,710	7,406,315
R５	27,941,719			13,200,000	11,069,160	3,672,559
増減	37,291,306			36,700,000	△3,142,450	3,733,756

事業目的

介護老人保健施設における施設の管理を効率的に行う。

事業内容及び成果

1　物品購入等　23,530,925円
- ⑴　消耗品費（食器購入）　546,315円　（30,756円増）
- ⑵　庁用器具費　3,514,610円　（730,920円減）
  - 購入内容：冷蔵庫、利用者用ベッドほか
- ⑶　機械器具費　19,470,000円（19,470,000円増）
  - 購入内容：小荷物専用昇降機、入浴施設用ろ過循環装置、加圧給水ポンプ

2　手数料　1,100,000円（924,000円増）
- 業務内容：煙突掃除業務

3　修繕料　4,412,100円（2,411,530円減）
- 修繕内容：トイレ水栓ボタン修繕、正面自動ドア修繕ほか

4　工事請負費　36,190,000円（20,009,000円増）
- 施工内容：保健福祉施設照明器具ＬＥＤ化工事

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令			自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		介護老人保健施設利用者が安全かつ快適にサービスを受けられるよう、適切な維持管理をする必要がある。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		機器の更新等により施設利用者の利便性や安全性を確保することができた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
施設の利用状況及び各設備点検結果を注視し、適切に施設維持を進めていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	3　老人福祉費

事務事業名	地域包括支援事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	10,432,296				9,687,100	745,196
R５	17,254,902	1,530,000	7,900		13,145,340	2,571,662
増減	△6,822,606	△1,530,000	△7,900		△3,458,240	△1,826,466

事業目的

要介護者等の心身機能向上のため、介護予防サービス等の提供に必要な調整を行うとともに、介護が必要な状態になるおそれのある高齢者に対するケアや、介護予防のための普及啓発を行う。また、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるように、保健、医療、福祉サービスに結びつけるため、総合相談、権利擁護等の事業や、介護支援専門員等への情報提供と連携促進のための事業を実施する。

事業内容及び成果

要介護者等の心身機能向上のため、介護予防計画作成、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防事業、総合相談事業、権利擁護業務等を実施した。

１　介護予防支援計画等策定業務委託料　9,687,100円（3,458,240円減）
　　作成件数　2,257件　（782件減）
２　地域包括ケアシステム保守点検業務委託料　220,440円　（±０円）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	介護保険法		自治事務
1.　必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■　高　い □　低　い		市内にある介護関係機関では、地域包括支援センターに必要な人材を集め、事業を行うことが難しいため。
2.　成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□　向上した ■　維持した □　低下した		適切にシステム管理等を実施し、質を維持しながら必要な方がサービス利用できるよう支援した。
3.　要望 （市民・団体等からの要望など）	□　有 ■　無		―
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
利用者が可能な限り在宅での自立した生活ができるように、介護予防支援計画の作成業務、介護予防事業の紹介や、必要な方へのサービス利用支援等、介護に関わる総合的な相談業務を継続していく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	3　老人福祉費

事務事業名	介護サービス利用者負担軽減事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R 6	247,000		175,000			72,000
R 5	193,000		145,000			48,000
増減	54,000		30,000			24,000

事業目的

所得が低く生計が困難な方に対する介護保険サービスの利用促進を図るため、社会福祉法人等が、その軽減のために負担した費用（サービス費用の１割負担分など）の一部を助成することを目的とする。

事業内容及び成果

所得が低く生計が困難な方に対する介護保険サービスの利用促進を図るため、社会福祉法人等がその社会的な役割に鑑み、利用者負担のために負担した費用の一部を助成した。

事業対象者５人（２人増）、利用者負担金軽減額247,000円（54,000円増）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱、芦別市が行う社会福祉法人等による利用者負担軽減事業の実施に関する規則	自治事務

1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		所得が低く生計が困難な方に対する介護保険サービスの利用促進を図るため、助成していくことが必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		介護保険サービスの利用促進を図ることができた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		—
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	—
	コスト縮減など	□有 ■無	—
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	—

＜今後の方向性＞	総合判定
適正に事業を実施していく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	4　医療給付費

事務事業名	重度心身障害者医療助成事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	31,586,638		13,466,000		3,264,432	14,856,206
R５	31,092,579		13,214,000		3,265,861	14,612,718
増減	494,059		252,000		△1,429	243,488

事業目的

重度心身障がい者の健康の保持と福祉の増進を図る。

事業内容及び成果

重度心身障害者医療助成状況

区分	件数	決算額
入院	802件（105件減）	13,534,969円（101,809円増）
入院外	7,575件　（96件増）	16,438,760円（320,680円増）
計	8,377件　（９件減）	29,973,729円（422,489円増）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	北海道医療給付事業補助金交付要綱		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		重度心身障がい者の健康を保持するため、医療費の扶助は必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		対象者へ医療費の扶助を実施することで、健康の保持と福祉の増進が図られた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
適正に事業を実施していく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	4　医療給付費

事務事業名	子ども医療費助成事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	27,566,169		4,032,000		135,613	23,398,556
R５	27,919,583		4,697,000	4,800,000	86,177	18,336,406
増減	△353,414		△665,000	△4,800,000	49,436	5,062,150

事業目的

子どもの疾病の早期診断と早期治療を促進し、子どもの健康の保持と福祉の増進を図る。

事業内容及び成果

子ども医療助成状況

区分	件数	決算額
入院	149件　（８件増）	6,643,070円（368,792円増）
入院外	10,771件（543件減）	20,204,976円（661,912円減）
計	10,920件（535件減）	26,848,046円（293,120円減）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	北海道医療給付事業補助金交付要綱		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		子どもの疾病の早期診断と早期治療を促進するため、医療費の扶助は必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		対象者へ医療費の扶助を実施することで、健康の保持と福祉の増進が図られた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
適正に事業を実施していく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	4　医療給付費

事務事業名	ひとり親家庭等医療費助成事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	3,547,957		1,438,000		46,200	2,063,757
R５	4,281,701		1,796,000			2,485,701
増減	△733,744		△358,000		46,200	△421,944

事業目的

ひとり親家庭等の父母と子の健康保持と福祉の増進を図る。

事業内容及び成果

ひとり親家庭等医療助成状況

区分		件数	決算額
入院	子	６件（２件減）	235,123円（160,437円減）
	父母	６件（２件増）	256,232円　（96,382円減）
入院外	子	1,312件（154件減）	2,933,381円（470,940円減）
合計		1,324件（154件減）	3,424,736円（727,759円減）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	北海道医療給付事業補助金交付要綱		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		ひとり親家庭等の父母と子の健康を保持するため、医療費の扶助は必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		対象者へ医療費の扶助を実施することで、健康の保持と福祉の増進が図られた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
適正に事業を実施していく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	4　医療給付費

事務事業名	未熟児養育医療給付事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	1,140,596	567,700	52,564			520,332
R５	647,857	113,740				534,117
増減	492,739	453,960	52,564			△13,785

事業目的

入院を必要とする未熟児に対して必要な医療の給付を行い、乳児保健と福祉の向上を図る。

事業内容及び成果

1　未熟児養育医療給付事業　４件（３件増）　621,264円（507,524円増）

2　未熟児養育医療費等国庫負担金返還金（令和５年度分）　519,040円（15,038円減）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	母子保健法、未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		入院を必要とする未熟児に対する医療費の給付は、子育てに係る経済的負担の軽減につながるため必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		対象者へ医療費の給付を実施することで、健康の保持と福祉の増進が図られた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
適正に事業を実施していく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	5　社会浄化費

事務事業名	地域社会浄化事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
Ｒ６	4,729,671				3,959,110	770,561
Ｒ５	4,728,158				4,610,000	118,158
増減	1,513				△650,890	652,403

事業目的

犯罪を抑止するため、市民への普及啓発、防犯体制の強化など、地域の防犯力を高める。

事業内容及び成果

1　防犯、更生保護及び人権に関する普及啓発事業
- ⑴　講演会等（防犯・更生保護・人権関係）の開催　０回（１回減）
- ⑵　相談会（人権関係）の開催　３回（±０回）
- ⑶　街頭啓発活動（防犯・人権関係）　６回（±０回）

2　防犯灯の設置等事業　623,150円(574,200円減)

新設	移設	撤去	交換
３灯（２灯減）	０灯（３灯減）	２灯（１灯減）	４灯（１灯減）

3　防犯灯等の電気料補助事業　3,261,600円（413,200円増）
　補助対象灯数　1,734灯（５灯増）

4　防犯カメラ設置状況　16箇所（±０箇所）

5　その他主な経費
- ⑴　滝川人権擁護委員協議会負担金　46,000円（1,000円減）
- ⑵　芦別市防犯協会交付金　320,000円　（±０円）
- ⑶　芦別地区暴力追放運動推進協議会負担金　72,000円　（±０円）
- ⑷　芦別地区保護司会交付金　129,000円　（±０円）

次頁へ続く

＜事務事業評価結果＞

<table>
<tr><td>根拠・関係法令</td><td colspan="2">犯罪被害者等基本法、犯罪のない明るく住みよい都市推進条例</td><td>自治事務</td></tr>
<tr><td>1．必要性
（市が実施しなければならない理由など）</td><td colspan="2">■ 高　　い
□ 低　　い</td><td>犯罪を抑止するため、市民への普及啓発、防犯体制の強化など、地域の防犯力を高める必要がある。</td></tr>
<tr><td>2．成果
（市民福祉の向上は図られているかなど）</td><td colspan="2">□ 向上した
■ 維持した
□ 低下した</td><td>地域における防犯意識を高めることで高齢者や子どもといった社会的弱者等の安全確保を図ることができた。</td></tr>
<tr><td>3．要望
（市民・団体等からの要望など）</td><td colspan="2">□ 有
■ 無</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4．行財政改革（改善・改革等）の取組</td><td>事務事業の休止・廃止など</td><td>□有
■無</td><td>―</td></tr>
<tr><td>コスト縮減など</td><td>■有
□無</td><td>防犯灯等電気料補助金の補助率見直しによる削減効果額
195 千円／年</td></tr>
<tr><td>他の事業との統合や民間委託など</td><td>□有
■無</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜今後の方向性＞</td><td>総合判定</td></tr>
<tr><td colspan="3">市民、事業者、関係団体と協働しながら事業を実施していく。また、犯罪等の抑止力効果を高めるために、芦別警察署と連携を図りながら、適所に防犯カメラを設置していく。</td><td>継　続</td></tr>
</table>

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	5　社会浄化費

事務事業名	空き家等対策事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	9,136,393				275,110	8,861,283
R５	6,958,718				400,400	6,558,318
増減	2,177,675				△125,290	2,302,965

事業目的

管理不全空き家等の対応を図ることにより、市民の安全と安心な暮らしを確保することを目的とする。

事業内容及び成果

1　空家等対策協議会　１回（±０回）
　委員報酬　７人（１人減）　28,000円（4,000円減）
2　特定空家等に係る行政代執行（略式含む）の実施　１件（±０件）　6,655,000円（3,135,000円増）
　実施日　令和６年12月３日（火）～令和７年３月27日（木）
3　空家等の緊急安全措置の実施　275,110円（125,290円減）
　蜂の巣(スズメバチ)駆除２件（２件減）、飛散物防止措置０件（１件減）、雪庇落とし１件（皆増）、
　屋根雪止め金具取付１件（皆増）
4　空き家関連の相談・苦情件数
　工作物の破損関係０件(５件減)、住居等建築物の管理不全10件（３件増）、蜂の巣関係２件（±０件）、
　敷地内樹木等の管理不全13件（７件増）、屋根雪の堆雪・落下関係12件（±０件）
5　空家等解体助成金交付　2,172,073円（827,927円減）　10件（±０件）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	空家等対策の推進に関する特別措置法、空家等対策条例		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		近年急増する管理不全空家は、周辺環境に深刻な影響を与えていることから、適切な管理を促進するため、空家対策が必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		特定空家に係る行政代執行、空家の緊急安全措置及び空家等解体助成事業を実施したことにより、周辺環境の改善が図られた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	■ 有 □ 無		市民からは、不適切な管理状態にある空家等に関し、毎年、多くの相談・苦情が寄せられている。
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
第２次芦別市空家等対策計画（令和７年度～令和 11 年度）に基づき、空家等の発生抑制・予防及び活用の促進を進め、管理不全の解消に努めていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	6　コミュニティ推進費

事務事業名	コミュニティ推進事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	8,029,241				8,025,281	3,960
R５	8,027,261				8,025,281	1,980
増減	1,980					1,980

事業目的

コミュニティ運動を推進することにより、市民のまちづくりの意識高揚を図るとともに、町内会の運営に関することや町内会との連絡調整を図る。また、町内会活動を円滑に推進するための環境整備及び町内会再編のために必要な助成を行い、自主的活動の促進と町内会の基盤強化を図る。

事業内容及び成果

地域のコミュニティを推進するため、町内会の活動（運営）に対して支援を実施した。

⑴　町内会数　36町内会（±０町内会）　加入世帯数　5,238世帯（339世帯減）（令和７年３月31日現在）

⑵　行政事務委託費　8,025,281円（±０円）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	町内会活動促進助成条例		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		町内会は、円滑な行政事務の推進に対し重要な役割を果たしており、必要な支援を行うことで自主的活動の促進と町内会の基盤強化を図るため必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		町内会連合会を通じて各町内との連絡調整等を行うことにより、自主的活動の促進に寄与している。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	■有 □無	行政事務委託費の見直しに伴う削減効果額　2,515 千円／年
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
町内会活動を推進するための取組や市民が主体となって地域課題を解決していくための取組を支援し、コミュニティの推進を図っていく。また、人口減少や高齢化の進展などに伴い、町内会の加入率の低下や役員の担い手不足などが顕著になってきていることから、集落支援員を活用し、町内会の維持・活性化を図っていく。	**拡　充**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	7　コミュニティセンター費

事務事業名	コミュニティセンター管理運営業務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	88,501,458			67,800,000	10,019,420	10,682,038
R５	29,427,823			6,900,000	14,706,386	7,821,437
増減	59,073,635			60,900,000	△4,686,966	2,860,601

事業目的

地域住民のコミュニティ活動、生活の改善及び社会福祉の増進に寄与するための場を提供する。

事業内容及び成果

1　利用状況

施設名	利用件数	利用者数
本町地区生活館	183件　（38件減）	10,089人　（2,378人減）
野花南生活改善センター	105件　（２件減）	1,832人　（118 人減）
啓南多目的研修センター	82件　（７件増）	3,764人　（1,008 人減）
新城多目的研修センター	77件　（21件減）	1,174人　（398 人減）
黄金多目的研修センター	56件　（４件減）	550人　（71 人減）
常磐多目的研修センター	69件　（２件増）	958人　（70人減）
上芦別多目的研修センター	39件　（５件減）	3,397人　（2,505人減）
頼城多目的研修センター	19件　（５件減）	254人　（122人減）
ひぐらし研修センター	56件　（８件増）	590人　（67人増）
合　計	686件　（58件減）	22,608人　（6,603人減）

2　整備事業

⑴　修繕料　2,718,760円（716,287円減）
　　修繕内容：本町地区生活館玄関ポーチ屋根防水修繕ほか

⑵　工事請負費　72,325,000円（60,038,000円増）
　　施工内容：　啓南多目的研修センター屋根・外壁改修工事、コミュニティセンターエアコン設置工事、
　　コミュニティセンター照明器具ＬＥＤ化工事

3　その他主な経費等

⑴　旧上芦別生活館
　　負担金　550,000円（±０円）　利用状況　82件（３件増）、913人（44人減）

⑵　道営住宅であえーる緑幸団地集会所
　　負担金　1,133,827円（101,773円増）　利用状況　212件（７件減）

⑶　コミュニティセンター指定管理業務委託料（債務負担分）　6,756,100円　（57,300円増）

⑷　本町地区生活館管理等業務委託料　608,520円　（±０円）

⑸　本町地区生活館除排雪業務委託料　1,347,850円（148,912円増）

次頁へ続く

＜事務事業評価結果＞

<table>
<tr><td>根拠・関係法令</td><td colspan="3">生活館条例、コミュニティセンター条例</td><td>自治事務</td></tr>
<tr><td>1．必要性
（市が実施しなければならない理由など）</td><td colspan="2">■ 高　　い
□ 低　　い</td><td>地域住民のコミュニティ活動、生活の改善及び社会福祉の増進に寄与している。</td></tr>
<tr><td>2．成果
（市民福祉の向上は図られているかなど）</td><td colspan="2">□ 向上した
■ 維持した
□ 低下した</td><td>地域住民のコミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターの適正な維持管理を行った。</td></tr>
<tr><td>3．要望
（市民・団体等からの要望など）</td><td colspan="2">■ 有
□ 無</td><td>各運営委員会より、施設の老朽化に伴う修繕要望あり。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4．行財政改革（改善・改革等）の取組</td><td>事務事業の休止・廃止など</td><td>■有
□無</td><td>行財政改革の実施に伴い、令和元年度末に上芦別生活館を廃止し、令和２年度から普通財産として地域町内会の自主運営としている。</td></tr>
<tr><td>コスト縮減など</td><td>■有
□無</td><td>上芦別生活館維持管理費等の削減効果額　519 千円／年</td></tr>
<tr><td>他の事業との統合や民間委託など</td><td>□有
■無</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="4">＜今後の方向性＞</td><td>総合判定</td></tr>
<tr><td colspan="4">地域住民にとって利用しやすいコミュニティセンターを目指すため、施設の計画的な修繕や指定管理による効率的な施設の管理運営を行っていく。</td><td>継　続</td></tr>
</table>

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	8　総合福祉センター費

事務事業名	総合福祉センター管理運営業務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	125,826,328			76,200,000	19,089,322	30,537,006
R５	47,240,313			3,700,000	21,769,118	21,771,195
増減	78,586,015			72,500,000	△2,679,796	8,765,811

事業目的

老人福祉及び障がい者福祉の向上並びに市民福祉の増進に寄与するため、老人福祉センター、障害者福祉センター及び市民福祉センターの複合施設である総合福祉センターの適切な管理運営を行う。

事業内容及び成果

総合福祉センター施設の管理運営

⑴　老人福祉センター利用状況

区　分	年間入館者数	開館日数
教養・娯楽室	7,060人　(1,222人減)	310日（４日減）
軽作業室	703人　(90人増)	
合　計	7,763人　(1,132人減)	

⑵　障害者福祉センター利用状況

区　分	年間入館者数	開館日数
小規模作業室	174人　(31人増)	310日（４日減）
日常生活訓練室	０人　(±０人)	
相談室	０人　(±０人)	
集会室	０人　(±０人)	
テープライブラリー室	253人　(72人増)	
シャワー室	０人　(±０人)	
共用スペース	565人　(97人減)	
合　計	992人　(６人増)	

⑶　市民福祉センター利用状況

区　分	年間入館者数	開館日数
多目的室	3,562人　(521人増)	310日（４日減）
大ホール	10,646人　(6,977人減)	
中ホール	937人　(311人減)	
小ホール	270人　(88人増)	
会議室（和室）	479人　(158人減)	
ふれあいホール	10,675人　(4,575人減)	
ボランティア室	2,472人　(6,404人減)	
会議室（洋室）	6,213人（11,911人減)	
談話室	988人　(205人減)	
講習室・軽運動室	1,898人　(406人減)	
調理実習室	817人　(69人増)	
和室（３階）	185人　(14人減)	
託児室	５人　(５人増)	
合　計	39,147人（30,278人減)	

⑷　総合福祉センター―指定管理業務委託料　33,834,301円（3,128,563円減）

次頁へ続く

⑸　整備事業
工事請負費　82,181,000 円（78,001,000 円増）
施工内容：冷暖房設備改修、照明器具ＬＥＤ化、本館会議室整備

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	総合福祉センター条例		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　　い □ 低　　い		地域福祉の拠点である総合福祉センターは、市民が安全・安心に利用できるよう適切な管理運営が必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		市民に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動の場を提供し、文化的かつ健康的な市民生活に寄与した。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
安全・安心な施設整備に努め、適正に管理運営を行っていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	9　後期高齢者医療費

事務事業名	後期高齢者医療事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	298,115,675				6,303,510	291,812,165
R５	343,030,848				5,682,026	337,348,822
増減	△44,915,173				621,484	△45,536,657

事業目的

法令に基づき、被保険者に対する生活習慣病の早期発見及び予防を図り、後期高齢者の健康の保持増進に寄与する。また、療養給付費負担金については、市町村が負担すべき額を広域連合へ納付する。

事業内容及び成果

健康診査については、がん検診等の日程にあわせた集団検診と、市内５医療機関へ委託した個別検診を実施し、歯科健康診査については、市内８歯科医院へ委託し実施することにより、後期高齢者の健康の保持増進が図られた。

また、療養給付費負担金は芦別市総療養費の12分の１を負担した。

⑴ 全体の被保険者数（令和７年３月31日現在）　3,389人（19人増）

⑵ 後期高齢者健康診査実施状況

① 後期高齢者健康診査委託料　4,554,430円（493,884円増）

② 受診者数

検診区分	集団	個別	合計
受診者数	312人（59人増）	217人（２人減）	529人（57人増）

③ 受診率　17.86%（1.28ﾎﾟｲﾝﾄ増）

⑶ 後期高齢者歯科健康診査実施状況

① 後期高齢者歯科健康診査委託料　682,080円（69,600円増）

② 受診者数　98人（10人増）

③ 受診率　3.35%（0.3ﾎﾟｲﾝﾄ増）

⑷ 後期高齢者療養給付費負担金　292,244,456円（45,025,719円減）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	高齢者の医療の確保に関する法律		自治事務
1. 必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高い □ 低い		後期高齢者の健康の保持増進のため、健康診査及び歯科健康診査の実施は必要であり、また、療養給付費負担金については、法令で市町村の負担割合が定められている。
2. 成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		健康診査及び歯科健康診査の実施により、後期高齢者の健康の保持増進が図られた。
3. 要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4. 行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
適正に事業を実施していく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	10　諸費

事務事業名	国民年金推進事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	5,830	5,830				
R５	0					
増減	5,830	5,830				

事業目的

国民年金法に基づき、制度の周知、加入の促進及び保険料の納付相談等を行う。

事業内容及び成果

法令に基づく事務取扱、情報提供、窓口での相談受付、広報紙掲載による制度の周知を実施した。

⑴　被保険者の適用状況

被保険者数			
第１号	任　意	第３号	合　計
940人（13人減）	25人（±０人）	346人（49人減）	1,311人（62人減）

⑵　保険料免除状況

被保険者数	法定免除		申請（全額）免除	
人数Ａ	人数Ｂ	率　Ｂ／Ａ	人数Ｃ	率　Ｃ／Ａ
940人（13人減）	192人（９人減）	20.4% （0.7ﾎﾟｲﾝﾄ減）	222人（16人減）	23.6% （1.4ﾎﾟｲﾝﾄ減）

申請(3/4)免除		申請（半額）免除	
人数Ｄ	率　Ｄ／Ａ	人数Ｅ	率　Ｅ／Ａ
９人（10人減）	1.0% （1.0ﾎﾟｲﾝﾄ減）	９人（１人増）	1.0% （0.2ﾎﾟｲﾝﾄ増）

申請(1/4)免除		学生納付特例	
人数Ｆ	率　Ｆ／Ａ	人数Ｇ	率　Ｇ／Ａ
３人（２人増）	0.3% （0.2ﾎﾟｲﾝﾄ増）	66人（４人減）	7.0% （0.3ﾎﾟｲﾝﾄ減）

若年者納付猶予		合　計	
人数Ｈ	率　Ｈ／Ａ	人数Ｉ	率　Ｉ／Ａ
43人（９人減）	4.6% （0.9ﾎﾟｲﾝﾄ減）	544人（45人減）	57.9% （3.9ﾎﾟｲﾝﾄ減）

次頁へ続く

＜事務事業評価結果＞

<table>
<tr><td>根拠・関係法令</td><td colspan="3">国民年金法</td><td>法定受託事務等</td></tr>
<tr><td>1．必要性
（市が実施しなければならない理由など）</td><td colspan="2">□ 高　　い
□ 低　　い</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>2．成果
（市民福祉の向上は図られているかなど）</td><td colspan="2">□ 向上した
□ 維持した
□ 低下した</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>3．要望
（市民・団体等からの要望など）</td><td colspan="2">□ 有
□ 無</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">4．行財政改革（改善・改革等）の取組</td><td>事務事業の休止・廃止など</td><td>□有
□無</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>コスト縮減など</td><td>□有
□無</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>他の事業との統合や民間委託など</td><td>□有
□無</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">＜今後の方向性＞</td><td>総合判定</td></tr>
<tr><td colspan="4">適正に事務を実施していく。</td><td>継　続</td></tr>
</table>

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	10　諸費

事務事業名	生活交通確保対策事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	78,600,551					78,600,551
R５	77,920,454		9,000			77,911,454
増減	680,097		△9,000			689,097

事業目的

日常生活に必要不可欠である生活交通路線を維持・確保することを目的とする。

事業内容及び成果

1　地域公共交通会議委員報酬　11人（１人減）　110,000円（26,000円増）
2　地域公共交通会議委員費用弁償　５人（±０人）　25,630円（2,620円増）
3　地域公共交通会議の開催
⑴　委員　24人（±０人）　うち市民公募３人（±０人）
⑵　会議開催　４回（２回増）
⑶　会議での主な協議事項
①　第１回　令和６年５月23日（木）
地域内フィーダー系統確保維持計画について
芦別・新城線の令和６年10月からの運行について
②　第２回　令和６年６月13日（木）
芦別市地域公共交通協議運賃委員会の設置について(書面会議)
③　第３回　令和６年10月10日（木）
芦別・新城線の本格運行について
キラキラバスのダイヤ改正について
④　第４回　令和７年１月16日（木）
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）について
4　生活交通路線を維持するため、運行事業を委託するとともに、バス運行事業者に対し支援を行った。
⑴　市内バス路線運行業務委託料（４路線７系統）　49,256,600円（86,000円減）
委託先　空知交通株式会社（令和３年10月１日から令和８年９月30日まで）
⑵　芦別・新城線実証実験運行業務委託料　10,669,454円（11,931,909円減）
委託先　共立タクシー有限会社（令和３年10月１日から令和６年９月30日まで）
⑶　芦別・新城線運行業務委託料　10,850,045円（皆増）
委託先　共立タクシー有限会社（令和６年10月１日から令和９年９月30日まで）
⑷　生活交通路線維持対策補助金　7,547,652円（1,840,081円増）
支出先　北海道中央バス株式会社（滝芦線の運行赤字に対する補助）

次頁へ続く

＜事務事業評価結果＞

<table>
<tr><td>根拠・関係法令</td><td colspan="2">道路運送法、生活交通路線維持対策補助金交付条例</td><td>自治事務</td></tr>
<tr><td>1．必要性
（市が実施しなければならない理由など）</td><td colspan="2">■ 高　　い
□ 低　　い</td><td>住民が日常生活を維持していくために必要不可欠である生活交通路線の維持・確保を図る必要がある。</td></tr>
<tr><td>2．成果
（市民福祉の向上は図られているかなど）</td><td colspan="2">□ 向上した
■ 維持した
□ 低下した</td><td>キラキラバス路線と「芦別・新城線」は通院や通学、買い物など市民生活の足として重要な役割を果たしている。</td></tr>
<tr><td>3．要望
（市民・団体等からの要望など）</td><td colspan="2">■ 有
□ 無</td><td>キラキラバス路線と他の公共交通との接続の改善のほか、地域の公共交通が高速バス・ＪＲとなっている地域から、利用しやすい交通手段について要望がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4．行財政改革（改善・改革等）の取組</td><td>事務事業の休止・廃止など</td><td>□有
■無</td><td>―</td></tr>
<tr><td>コスト縮減など</td><td>□有
■無</td><td>―</td></tr>
<tr><td>他の事業との統合や民間委託など</td><td>□有
■無</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜今後の方向性＞</td><td>総合判定</td></tr>
<tr><td colspan="3">４系統７路線を運行するキラキラバスと、令和６年 10 月から本格運行とした「芦別・新城線」は、通院や通勤、買い物等に必要な生活路線であることから、利用状況に注視しながら確実な運行を推進する。また、市内路線の維持、確保を前提として、ダイヤ改正等の必要性、自家用有償旅客運送やライドシェアの調査・検討など、令和５年度に策定した地域公共交通計画に基づき、交通事業者及び地域公共交通会議での協議を行うこととする。北海道中央バスの滝芦線についても、北海道や沿線市と連携して路線の維持を図っていく。</td><td>継　続</td></tr>
</table>

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	10　諸費

事務事業名	他会計繰出事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	541,471,726	11,455,969	125,345,916			404,669,841
R５	536,101,786	27,999,812	121,135,127			386,966,847
増減	5,369,940	△16,543,843	4,210,789			17,702,994

事業目的

各特別会計の安定的な運営のため繰出金を拠出する。

事業内容及び成果

下記の特別会計に繰出金を拠出した。

⑴　国民健康保険特別会計　163,497,027円（12,561,258円増）

⑵　後期高齢者医療特別会計　98,025,480円　（977,285円増）

⑶　介護保険事業特別会計　279,949,219円　（8,168,603円減）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	地方公営企業繰出基準		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	□ 高　い □ 低　い		―
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した □ 維持した □ 低下した		―
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 □ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
―	**評価対象外**

※本繰出金を拠出している各特別会計において事務事業評価を実施しているため、評価対象外とした。

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	10　諸費

事務事業名	社会福祉事業団の経営管理事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
Ｒ６	80,000,000					80,000,000
Ｒ５	50,000,000					50,000,000
増減	30,000,000					30,000,000

事業目的

社会福祉事業団に対し、運転資金の貸付を行うことにより、経営の安定化を図る。

事業内容及び成果

運転資金不足を補うことを目的として、経営安定資金の貸付を行った。

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		社会福祉事業団の老健施設運営の安定化を図るため、運転資金の貸付が必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		社会福祉事業団の老健施設運営・経営の維持が図られた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	■ 有 □ 無		行政改革推進委員会から、介護老人保健施設のあり方（公共性が低いため民間への売却など）について提言を受けている。
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
令和６年度は、経営安定化のため貸付金の増額を行ったが、今後も利用状況及び収支実績を確認し、貸付金額の縮減が図られるよう、自主的な経営体制に向けて、適切かつ必要最小限の貸付を行っていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	1　社会福祉費	目	10　諸費

事務事業名	介護保険料軽減事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	633,090					633,090
R５	4,230					4,230
増減	628,860					628,860

事業目的

本市が軽減を実施するために必要となる費用のうち、令和５年度低所得者保険料軽減負担金（国庫及び道費）について、交付額の確定により超過となった交付金を令和６年度に返還する。

事業内容及び成果

返還金の内容

区分	国庫負担金	道費負担金
受入済額	16,062,720円　（4,230円減）	7,716,930円（313,725円減）
確定額	15,431,040円（631,680円減）	7,715,520円（315,840円減）
返還額	631,680円（627,450円増）	1,410円　（2,115円増）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	介護給付費等負担金交付要綱、北海道補助金等交付規則、介護保険料軽減負担交付要領		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	□ 高　い □ 低　い		―
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した □ 維持した □ 低下した		―
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 □ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
―	**評価対象外**

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	1　児童福祉総務費

事務事業名	児童扶養手当支給事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	39,717,614	13,719,816				25,997,798
R５	40,390,980	13,590,680				26,800,300
増減	△673,366	129,136				△802,502

事業目的

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図る。

事業内容及び成果

1　受給者の所得状況に応じて手当を支給した。

支給実人数　110人（５人減）　36,892,430円（2,082,930円減）

対象区分	支給区分	支給額（令和６年３月分）【令和５年４月改定】	支給額（令和６年４月～10月分）【令和６年４月改定】	支給額（令和６年11月～令和７年２月分）【令和６年11月改定】
児童１人	全部支給	44,140円	45,500円	45,500円
	一部支給	44,130円～10,410円	45,490円～10,740円	45,490円～10,740円
第２子加算	全部支給	10,420円	10,750円	10,750円
	一部支給	10,410円～5,210円	10,740円～5,380円	10,740円～5,380円
第３子以降加算	全部支給	6,250円	6,450円	10,750円
	一部支給	6,240円～3,130円	6,440円～3,230円	10,740円～5,380円

※法改正に伴い、令和６年11月支給分より第３子以降加算額が第２子加算額と同額になった。

2　児童福祉システム標準化対応改修業務　1,470,370円（皆増）

3　児童扶養手当法改正対応システム改修業務　572,000円（皆増）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	児童扶養手当法、児童扶養手当事務取扱規則		法定受託事務等
1．必要性（市が実施しなければならない理由など）	□ 高　い □ 低　い		
2．成果（市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した □ 維持した □ 低下した		
3．要望（市民・団体等からの要望など）	□ 有 □ 無		
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 □無	
	コスト縮減など	□有 □無	
	他の事業との統合や民間委託など	□有 □無	

＜今後の方向性＞	総合判定
法令に基づき適正な支給に努める。	**継　続**

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	1　児童福祉総務費

事務事業名	遺児手当支給事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	72,000					72,000
R５	72,000					72,000
増減	0					

事業目的

父母若しくはそのいずれか又はこれらに代わる養育者と死別した義務教育終了前の児童を養育する者に対して遺児手当を支給し、遺児の健全な育成助成と福祉の増進を図る。

事業内容及び成果

遺児１人につき月額3,000円を９月と３月に６か月分ずつ支給した。

受給者数	支給対象児童数	支給額
１人（±０人）	２人（±０人）	72,000円（±０円）

※令和２年度から行財政改革による扶助費等の見直しにより、制度を廃止。
現受給者については、経過措置として義務教育終了まで支給を継続していく。
（対象児童２人はそれぞれ令和７年度、令和９年度まで支給を継続する。）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	遺児手当支給条例		自治事務
1. 必要性 （市が実施しなければならない理由など）	□ 高　い □ 低　い		―
2. 成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した □ 維持した □ 低下した		―
3. 要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 □ 無		―
4. 行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
―	**評価対象外**

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	1　児童福祉総務費

事務事業名	子育て支援センター管理運営業務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	146,386	73,193	73,193			
R５	200,345	100,172	100,172			1
増減	53,959	△26,979	△26,979			△1

事業目的

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

事業内容及び成果

地域の社会資源を効果的に活用し、多様なサービスを提供するとともに、安心して子育てできるよう支援した。

⑴　利用状況

①　遊びの広場

開設日数	０歳	１歳	２歳	３歳以上	小計	保護者	合計
87日 （１日増）	165人 （20人減）	130人 （２人減）	140人 （７人減）	58人 （±０人）	493人 （25人減）	479人 （８人増）	972人 （17人減）

②　広場開放

開設日数	０歳	１歳	２歳	３歳以上	小計	保護者	合計
243日 （±０日）	76人 （67人増）	102人 （30人減）	188人 （138人増）	164人 （33人増）	530人 （208人増）	392人 （141人増）	922人 （349人増）

③　ピヨピヨひろば

開設日数	０歳	１歳	２歳	３歳以上	小計	保護者	合計
16日 （±０日）	49人 （５人減）	２人 （１人減）	８人 （７人増）	０人 （±０人）	59人 （１人増）	51人 （４人減）	110人 （３人減）

④　サークル活動

開設日数	０歳	１歳	２歳	３歳以上	小計	保護者	合計
０日 （48日減）	０人 （23人減）	０人 （26人減）	０人 （59人減）	０人 （27人減）	０人 （135人減）	０人 （119人減）	０人 （254人減）

⑤　子育てサロン

開設日数	０歳	１歳	２歳	３歳以上	小計	保護者	合計
12日 （±０日）	37人 （14人増）	30人 （11人減）	43人 （13人増）	14人 （12人減）	124人 （４人増）	171人 （21人増）	295人 （25人増）

⑥　緑幸開放

開設日数	０歳	１歳	２歳	３歳以上	小計	保護者	合計
45日 （26日増）	０人 （１人減）	８人 （２人減）	23人 （15人増）	９人 （８人増）	40人 （20人増）	37人 （16人増）	77人 （36人増）

⑵　講座開催

①　ベビーマッサージ講座　　１回開催（±０回）　参加者　16人（±０人）
０歳児～就学前　８人（±０人）　保護者　８人（±０人）

②　ハンドメイド講座　　１回開催（±０回）　参加者　８人（±０人）
０歳児～就学前　４人（±０人）　保護者　４人（±０人）

③　図書館司書による絵本の読み聞かせ　　６回開催（±０回）　参加者　80人（36人減）
０歳児～就学前　40人（20人減）　保護者　40人（16人減）

次頁へ続く

④ 保健師による子育て講話　　２回開催（±０回）　参加者　20人（１人増）
　　０歳児～就学前　10人（±０人）　保護者　10人（１人増）
⑤ 保健師による手洗いのお話　１回開催（±０回）　参加者　16人（±０人）
　　１歳児～就学前　８人（±０人）　保護者　８人（±０人）
⑶　子育てに関する相談　３件（３件減）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	児童福祉法		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　　い □ 低　　い		子育て親子への交流の場の提供及び子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供などを行うことが必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		少子化の進行、地域社会の変化など子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、親の孤独感や不安感に対応するため子育て支援機能の充実を図った。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
乳幼児とその保護者同士が交流を行う場所づくりを継続し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行い利用促進を図っていくため、継続して事業を実施する。	**継　続**

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	1　児童福祉総務費

事務事業名	子育て世代包括支援センター事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	0					
R５	0					
増減	0					

事業目的

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、母子保健事業と子育て支援事業を一体とした支援体制を推進する。

事業内容及び成果

1　コーディネーター会議の開催　年３回（３回減）
2　ポータルサイト（ほしぞら）の運用
3　各種事業の情報提供

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　い □ 低　い		妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、子育て世代に対する支援体制の充実を図るため必要である。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		母子保健事業と子育て支援事業を一体とした支援体制が図られた。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、母子保健事業と子育て支援事業の一体的支援を図っていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	1　児童福祉総務費

事務事業名	留守家庭児童会運営事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	410,449	205,225	205,224			
R５	476,251	238,125	238,125			1
増減	△65,802	△32,900	△32,901			△1

事業目的

保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、放課後、土曜日及び長期休業期間の居場所を提供し、児童の健全育成を図る。

事業内容及び成果

1　昼間、保護者のいない家庭の児童に居場所を提供し、保護者が迎えに来るまでの間、支援員が生活を見守り、学習や遊びを通して健やかな成長を支援する。

2　特別支援学級に通う３人（１人減）の児童が適切な環境の中で過ごせるように、学校や保護者、放課後等デイサービスきっずていくさくらんぼと連携し支援を行う。

⑴　留守家庭児童会開設状況

児童会名	開設期間	開設場所	指導員数	入会児童数
ひばり児童会	４月～３月	芦別小学校内	４人（１人減）	65人（８人減）
すみれ児童会	４月～３月	上芦別小学校内	２人（±０人）	32人（３人増）
計			６人（１人減）	97人（５人減）

⑵　各種講座・教室等実施状況

講座・教室名	実施回数	参加人数	主な内容等
デミアン英語教室	22回（±０回）	556人（３人増）	ゲーム、絵本を通して英語を学ぶ。 （２児童会）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	児童福祉法		自治事務
1.　必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■　高　い □　低　い		保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童のために、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることが必要である。
2.　成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□　向上した ■　維持した □　低下した		児童数は減少しているが、留守家庭児童会を希望する保護者が多いことから、保護者が安心して預けられ、児童も安全で過ごしやすい環境づくりに努めている。
3.　要望 （市民・団体等からの要望など）	□　有 ■　無		―
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	■有 □無	国の「こどもの居場所づくり」に関連する新たな施策展開に注視しながら、引き続き民間委託について検討する。

＜今後の方向性＞	総合判定
更なる少子化を踏まえつつ、安全・安心で基本的な生活ができる居場所として、成長段階に見合った適切な指導・援助を行い児童の健全育成を図っていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	1　児童福祉総務費

事務事業名	家庭児童相談業務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
Ｒ６	34,891					34,891
Ｒ５	0					
増減	34,891					34,891

事業目的

児童養育の支援や家庭児童相談業務の充実を図ることを目的とする。

事業内容及び成果

専門機関である児童相談所などと連携し、支援体制の充実を図った。

⑴　家庭児童相談

区分	件数	対象人数	区分	件数	対象人数
養護相談	30件（７件減）	７人（±０人）	ぐ犯行為等相談	０件（±０件）	０人（±０人）
保健相談	０件（±０件）	０人（±０人）	触法行為等相談	０件（±０件）	０人（±０人）
肢体不自由児相談	０件（±０件）	０人（±０人）	性格行為相談	21件（13件増）	５人（１人増）
視聴覚障がい相談	０件（±０件）	０人（±０人）	不登校相談	17件（６件減）	６人（１人減）
言語発達障がい相談	０件（±０件）	０人（±０人）	適正相談	０件（±０件）	０人（±０人）
重症心身障がい相談	０件（４件減）	０人（２人減）	しつけ相談	０件（±０件）	０人（±０人）
知的障がい相談	56件（６件減）	20人（６人減）	その他	27件（13件増）	16人（９人増）
自閉症相談	０件（±０件）	０人（±０人）	合計	151件（３件増）	54人（１人増）

⑵　家庭児童相談に伴う関係機関との連携　241件（７件減）　92人（７人増）

⑶　児童相談所巡回児童相談　７回（±０回）　対象者　18人（３人減）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律		自治事務
1.　必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■　高　い □　低　い		地域社会や家庭環境の変化に伴い、児童に関する問題がいじめ、不登校、児童虐待など多種多様化していることから、児童養育の支援や家庭児童相談業務の充実を図る必要性がある。
2.　成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□　向上した ■　維持した □　低下した		不安や悩みのある児童やその家庭の問題解決に向けて、児童相談所をはじめ関係機関につなぐ・つなげる対応を図っている。
3.　要望 （市民・団体等からの要望など）	□　有 ■　無		―
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
子どもと家庭に関する様々な問題の相談に応じ、関係機関等と連携しながら相談業務体制の充実を図っていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	1　児童福祉総務費

事務事業名	児童福祉サービス事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	52,640,088	27,467,309	12,624,626			12,548,153
R５	51,283,073	26,807,309	13,403,654			11,072,110
増減	1,357,015	660,000	△779,028			1,476,043

事業目的

発達、成長の遅れ、及び障がいやそれらの疑いのある児童等に対し、支援を行う。

事業内容及び成果

1　児童福祉サービス事業費扶助費　49,117,792円（1,819,166円減）

区分		延利用者	決算額
障害児等通所給付	児童発達支援	191人（１人増）	9,876,580円　（320,354円減）
	放課後等デイサービス	745人（±０人）	34,233,362円（2,204,412円減）
障害児相談支援給付		187人（６人増）	5,007,850円　（705,600円増）

2　民間事業所（きっずていくあしべつ及びきっずていくさくらんぼ）との連携により、早期療育の実施及び家族支援の充実が図られた。

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	児童福祉法		自治事務
1.　必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■　高　い □　低　い		障がい児の日常生活の支援と保護者の介護負担を軽減するため、通所給付費などの支援をする。
2.　成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□　向上した ■　維持した □　低下した		民間事業所と連携することで、児童発達支援・放課後等デイサービスなどの支援体制の充実が図られた。
3.　要望 （市民・団体等からの要望など）	□　有 ■　無		―
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
サービスが必要と思われる対象児童及び家族に対し、通所給付費などの支援を行っていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	1　児童福祉総務費

事務事業名	児童手当等支給事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
Ｒ６	108,486,170	81,944,552	12,835,553			13,706,065
Ｒ５	89,769,400	61,587,332	13,719,998			14,462,070
増減	18,716,770	20,357,220	△884,445			△756,005

事業目的

児童を養育している方の家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長に資する。

事業内容及び成果

1　令和６年９月（10月支給分）まで、義務教育修了までの児童を対象に、受給者の所得状況に応じて、１人につき児童手当月額10,000円から15,000円及び特例給付金月額5,000円を支給した。

令和６年10月（12月支給分）から、法改正により支給対象児童が高校生年代まで引き上げられるとともに、受給者の所得制限撤廃、特例給付廃止となったことから、１人につき月額10,000円から30,000円を支給した。

⑴　児童手当　　延児童数　8,133人（297人増）　支給額　98,415,000円（10,445,000円増）

⑵　特例給付金　延児童数　　82人（24人減）　支給額　　410,000円　　（120,000円減）

2　児童福祉システム標準化対応改修業務　1,470,370円（皆増）

3　児童手当法改正対応システム改修業務　7,425,000円（皆増）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	児童手当法、児童手当事務取扱規則		法定受託事務等
1.　必要性 （市が実施しなければならない理由など）	□　高　　い □　低　　い		
2.　成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□　向上した □　維持した □　低下した		
3.　要望 （市民・団体等からの要望など）	□　有 □　無		
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 □無	
	コスト縮減など	□有 □無	
	他の事業との統合や民間委託など	□有 □無	

＜今後の方向性＞	総合判定
法令に基づき適正な支給に努める。	**継　続**

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	1　児童福祉総務費

事務事業名	子ども・子育て支援事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	187,445,116	69,430,001	54,377,805		4,000,000	59,637,310
R５	170,951,681	65,054,727	47,658,680		4,000,000	54,238,274
増減	16,493,435	4,375,274	6,719,125			5,399,036

事業目的

子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の高い教育・保育及び総合的な子育て支援を行うことを目的とする。

事業内容及び成果

1　子ども・子育て会議委員報酬　９人（±０人）　60,000円（24,000円増）

2　子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育に要する費用を負担するとともに、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図った。

子どものための教育・保育給付費負担金（処遇改善等加算分含む）

施設型給付費及び地域型保育給付費　162,596,130円（7,825,555円増）

3　子どものための教育・保育給付の対象外となる認定こども園幼稚園部分の一時預かり事業、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設等のうち市町村の確認を受けた施設において提供される教育・保育に要する費用を負担することで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図った。

子育てのための施設等利用給付費　3,054,600円（94,500円減）

4　保育園・幼稚園その他の場所で、主として昼間家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預かることにより、子育て支援を行った。

⑴　乳幼児一時預かり事業業務委託料　10,421,600円（436,500円減）

⑵　利用人数（幼稚園型、一般型）　延 11,867人　（418人減）

5　子ども・子育て支援法に基づき、令和７年度を始期とする「第３期子ども・子育て支援事業計画」について、法制に精通している事業者に業務委託することで最新の子育て制度を反映した計画を策定した。

第３期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料　7,920,000円（皆増）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	子ども・子育て支援法		自治事務
1.　必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■　高　い □　低　い		子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の高い教育・保育及び総合的な子育て支援を行う必要がある。
2.　成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□　向上した ■　維持した □　低下した		乳幼児一時預かり事業において、幼稚園の降園時間後、保護者の勤務終了時間までの間、児童の預かり場所を必要とする共稼ぎ世帯の増加に対応することができ、子育て支援の向上が図られた。
3.　要望 （市民・団体等からの要望など）	□　有 ■　無		―
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
令和７年度を始期とする第３期芦別市子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の高い教育・保育及び総合的な子育て支援に努めていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	2　母子福祉費

事務事業名	母子福祉事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	0					
R５	0					
増減	0					

事業目的

1　母子家庭等の生活の安定と自立支援を目的として、経済的自立に効果的な資格取得を支援するための給付金を支給する。

2　北海道の経済的自立を支援する母子父子寡婦福祉資金貸付金制度について、申込書の取次を行う。

事業内容及び成果

1　給付金支給状況

⑴　母子家庭等自立支援教育訓練給付金　　０人（±０人）　０円（±０円）

⑵　母子家庭等高等職業訓練促進給付金　　０人（±０人）　０円（±０円）

⑶　母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金　０人（±０人）　０円（±０円）

2　貸付制度取次件数

⑴　修学資金　　３件（±０件）

⑵　就学支度資金　１件（３件減）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給規則、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給規則		自治事務
1.　必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■　高　い □　低　い		母子家庭等の生活安定と自立促進を図るために今後も支援を行っていく必要がある。
2.　成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□　向上した ■　維持した □　低下した		母子家庭等への制度に基づく事業の支援を適切に行った。
3.　要望 （市民・団体等からの要望など）	□　有 ■　無		―
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
ひとり親家庭における就職に有利な資格取得の支援等を行い、経済的自立に向けた対応を図っていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	3　児童センター費

事務事業名	児童センター管理運営業務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	104,550					104,550
R５	97,392					97,392
増減	7,158					7,158

事業目的

児童生徒を対象に放課後や土曜日等の安全・安心な居場所として、自由に遊び、話し合い、多くの仲間と触れ合う中で、自己を伸ばし楽しく過ごせる場所を提供し、その健康を増進及び情緒を豊かにする。

事業内容及び成果

児童センター内の体育室や集会室等を利用して、自由に遊び、集団指導や体力増進活動を行い、その活動を通して自主性・社会性・創造性を身につけられるよう指導員が育成支援した。

また、民生委員児童委員、本町地区育成会、更生保護女性会、もち米生産組合、母親クラブ等の地域や団体の協力を得て、事業展開を行った。

⑴　児童センター利用状況

開館日数	利用者数					
	幼児	小学生	中学生	高校生	一般	合計
293日 （±０日）	272人 （150人増）	486人 （58人増）	22人 （32人減）	７人 （11人減）	276人 （77人増）	1,063人 （242人増）

⑵　各種講座・教室等実施状況

講座・教室名	実施回数	参加人数	主な内容等
軽スポーツ	５回 （±０回）	３人 （±０人）	・スラックライン（基礎運動能力を養う）
文化教室	９回 （１回減）	113人 （32人減）	・ミニしめ縄づくり　・楽しいマジックハンド ・ルーペ作り・びっくり箱を作ろう・かるた大会 ・楽しいカレー作り　・お好み焼き作り
集い行事	２回 （±０回）	247人 （36人増）	・児童センターまつり ・子ども餅つき会
チャレンジ教室 （教育委員会 生涯学習課共催事業）	４回 （±０回）	31人 （８人増）	・軽スポーツフェスティバル ・スライムを作ろう ・レースでＧＯ！ ・手作りダーツで遊ぼう
合計	20回 （１回減）	394人 （12人増）	

次頁へ続く

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	子どもセンター条例		自治事務
1．必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　　い □ 低　　い		18 歳未満の児童生徒を対象に放課後や土曜日等の安全・安心な居場所として、自己を伸ばし楽しく過ごせる場所を提供する必要がある。
2．成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		地域の関係機関の協力を得て、餅つき会や児童センターまつり等を通して、児童の健全育成を図った。
3．要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4．行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	■有 □無	児童センターの管理運営の委託化については、単独ではなく、留守家庭児童会の委託化と合わせて、民間活力の活用について検討を進める。

＜今後の方向性＞	総合判定
児童生徒が放課後を安全･安心に過ごし、多様な体験や活動ができる居場所となるよう、関係機関と情報交換や情報共有をし、健全育成事業の充実に努めていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	4　保育所費

事務事業名	つばさ保育園管理運営業務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	8,354,010		1,807,000		2,453,280	4,093,730
R５	7,638,094	21,707	1,861,707		2,210,166	3,544,514
増減	715,916	△21,707	△54,707		243,114	549,216

事業目的

就労等により家庭で保育することができない乳幼児を保護者に代わって保育し、通所する乳幼児の心身の健全な発達を図るとともに、育児疲れの解消、急病や継続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対応する。

事業内容及び成果

1　乳幼児の健康と安全環境を整え、各種事業を行いながら生活や遊びを通して総合的な保育を行った。

⑴　保育所入所状況

施設名	定員	延入所児童数			1日平均入所児童数
		0～2歳児	3～5歳児	合計	
つばさ保育園	110人	5,608人 （290人増）	7,503人 （494人増）	13,111人 （784人増）	45人 （3人増）

⑵　特別支援児保育

施設名	延入所人員	1日平均
つばさ保育園	225人（16人増）	0.8人（0.1人増）

2　一時預かり事業

施設名	定員/1日当たり	延利用児童数			計	1日平均
		非定型	緊急	私的理由		
つばさ保育園	10人	0人 （100人減）	0人 （±0人）	41人 （56人減）	41人 （156人減）	0.1人 （0.6人減）

3　保育園内紙おむつ処分事業

消耗品費　25,000円（20,500円減）

購入内容：一般ごみ専用袋25巻

4　整備事業

備品購入費　139,700円（20,350円増）

購入内容：電気湯沸かしポット１台、全自動洗濯機２台

5　主な維持管理費

⑴　図書等の教材購入費等　1,510,721円（130,441円増）

⑵　賄材料費　6,209,126円（511,285円増）

次頁へ続く

＜事務事業評価結果＞

<table>
<tr><td>根拠・関係法令</td><td colspan="2">児童福祉法、子どもセンター条例</td><td>自治事務</td></tr>
<tr><td>1.　必要性
（市が実施しなければならない理由など）</td><td colspan="2">■　高　　い
□　低　　い</td><td>就労等で家庭保育が困難な乳幼児の、心身の健全な発達を図るための保育や、育児負担の軽減、急病、勤務形態の多様化等により、一時的な預かり保育を希望する保護者への支援が必要である。</td></tr>
<tr><td>2.　成果
（市民福祉の向上は図られているかなど）</td><td colspan="2">□　向上した
■　維持した
□　低下した</td><td>家庭保育が困難な保護者等への子育て支援と通所する乳幼児の心身の健全な発達が図られた。</td></tr>
<tr><td>3.　要望
（市民・団体等からの要望など）</td><td colspan="2">□　有
■　無</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4.行財政改革（改善・改革等）の取組</td><td>事務事業の休止・廃止など</td><td>□有
■無</td><td>―</td></tr>
<tr><td>コスト縮減など</td><td>□有
■無</td><td>―</td></tr>
<tr><td>他の事業との統合や民間委託など</td><td>□有
■無</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜今後の方向性＞</td><td>総合判定</td></tr>
<tr><td colspan="3">多様化する保護者のニーズに対応できるよう、関係機関との連携を図り、良好な保育環境を確保できるように努めていく。</td><td>継　続</td></tr>
</table>

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	4　保育所費

事務事業名	第３子以降の保育料無料化等事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
Ｒ６	0					
Ｒ５	0					
増減	0					

事業目的

少子化対策の一環として、多子世帯に対する経済的負担の軽減により子育て支援を図る。

事業内容及び成果

義務教育終了前の児童３人以上の世帯で３人目以降を０円、同一世帯から２人以上の児童が保育、幼稚園等に入所世帯は２人目を半額としている。

対象世帯　０件（±０件）　保育料軽減額　０円（±０円）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	保育所条例			自治事務
1.　必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■　高　い □　低　い		多子世帯に対する経済的負担の軽減により、子育て支援を図ることが必要である。	
2.　成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□　向上した ■　維持した □　低下した		事業の実施により多子世帯の経済的負担の軽減が図られるが、今年度においては対象者がいなかった。	
3.　要望 （市民・団体等からの要望など）	□　有 ■　無		—	
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	—	
	コスト縮減など	□有 ■無	—	
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	—	

＜今後の方向性＞	総合判定
少子化対策の一環として、多子世帯に対する経済的負担を軽減することにより、子育て支援の充実を図っていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	5　児童入所施設費

事務事業名	児童入所施設関係事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
Ｒ６	238,005					238,005
Ｒ５	0					
増減	238,005					238,005

事業目的

出産費用の負担が困難な妊婦の方に対し、出産に必要な費用の一部を助成する。

事業内容及び成果

1　妊娠届出時に助産施設案内のチラシを配布することにより、助産制度利用の広報活動を行った。
2　助産施設入所者数　０人（±０人）
3　助産費用扶助額　０円（±０円）
4　過年度負担金の返還
⑴　児童入所施設措置費等国庫負担金返還金（令和５年度分）　158,670円（158,670円増）
⑵　児童入所施設措置費等道費負担金返還金（令和５年度分）　79,335円　（79,335円増）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	児童福祉法		法定受託事務等
1.　必要性 （市が実施しなければならない理由など）	□　高　い □　低　い		
2.　成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□　向上した □　維持した □　低下した		
3.　要望 （市民・団体等からの要望など）	□　有 □　無		
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 □無	
	コスト縮減など	□有 □無	
	他の事業との統合や民間委託など	□有 □無	

＜今後の方向性＞	総合判定
児童福祉法に基づき、適正に事務を実施していく。	**継　続**

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	6　子ども発達支援事業費

事務事業名	子ども発達支援事業

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
Ｒ６	359,519		359,519			
Ｒ５	355,992				317,000	38,992
増減	3,527		359,519		△317,000	△38,992

事業目的

発達・成長に遅れのある児童及び特別な支援が必要な児童が保護者と通所することにより、早期療育の実施と家族の支援を行うことを目的とする。

事業内容及び成果

市町村子ども発達支援事業

⑴　定期及び不定期利用児支援実績

区　分	実　人　数	利用延べ人数
定期	22人（４人増）	503人（45人増）
不定期	12人（６人増）	14人（６人増）

⑵　療育推進協議会の運営　50,000円（±０円）

発達・成長に遅れのある児童や障がいのある児童とその保護者に対し、早期に療育や適切な支援が受けられるよう、ケース会議の開催等による関係機関との連携強化並びに研修への参加や、療育の専門知識を有する講師を招聘し講演会を実施することにより、職員及び関係機関と保護者の資質向上を図った。

①　講演会（年１回）　参加人数　59人（18人減）

②　ケース会議　　開催回数　21回（１回減）　延参加者数　93人（５人増）

⑶　障害児発達相談支援強化事業　30,000円（±０円）

言語発達に関する専門知識を有する講師を招聘し、ことばの相談会を実施した。

実施回数　１回（±０回）　相談件数　３件（±０件）

⑷　道立施設等専門支援　　実施回数　１回（±０回）　相談件数　１件（±０件）

⑸　子ども発達支援専門支援　実施回数　３回（±０回）　相談件数　３件（±０件）

⑹　母親教室　　実施回数　２回（±０回）　参加人数　７人（12人減）

次頁へ続く

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	児童福祉法、障がい児等支援体制整備事業「市町村子ども発達支援センター事業」実施要領、療育推進協議会設置要領			自治事務
1. 必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　　い □ 低　　い		障がい児通所支援事業所に繋がる前の発達が気になる児童とその家族について、市町村が運営する子ども発達支援センターとして、早期療育や適切な支援を受けられるよう療育推進を行う必要がある。	
2. 成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		発達の遅れに気付いて間もない児童とその保護者に対し、迅速な相談体制で、児童の早期療育及び保護者への子育て支援を行うことができた。また、早期に児童の障がいに気付き、障がい児通所事業所に繋ぐことができた。	
3. 要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―	
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―	
	コスト縮減など	□有 ■無	―	
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―	
＜今後の方向性＞				総合判定
市町村子ども発達支援事業については、継続して事業を実施するため、支援が必要な児童及びその家族が身近な地域で相談支援、発達支援が受けられるよう、体制づくりに努めていく。				**継　続**

款	3　民生費	項	2　児童福祉費	目	7　子どもセンター管理費

事務事業名	子どもセンター管理運営業務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	22,614,926				2,425,780	20,189,146
R５	57,481,102			35,200,000	3,469,936	18,811,166
増減	△34,866,176			△35,200,000	△1,044,156	1,377,980

事業目的

児童福祉の拠点施設に位置付け、複合施設のメリットを活かした多機能施設として運営の充実を図るとともに、少子化に伴う子育て支援のための保育事業の拡大や放課後児童対策など、時代の要請にあった施策を実施することで児童福祉の充実を目指す。

事業内容及び成果

子どもセンターの適正な管理・運営

⑴　委託料　　8,456,338円　（383,713円増）
　　業務内容：子どもセンター清掃等業務、駐車場除排雪業務ほか
⑵　燃料費　　2,903,046円　（80,507円減）
⑶　光熱水費　4,740,013円　（236,370円減）
⑷　修繕料　　3,377,990円（3,097,490円増）
　　修繕内容：パッケージ型消火設備取替修繕、園庭内ブランコ修繕ほか

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	子どもセンター条例		自治事務
1.　必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■　高　い □　低　い		児童福祉の充実を図るために、多機能を有する複合施設が必要である。
2.　成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□　向上した ■　維持した □　低下した		多機能施設としての機能を維持することができ、児童福祉の充実を図ることができた。
3.　要望 （市民・団体等からの要望など）	□　有 ■　無		―
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	□有 ■無	―
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
安全・安心な施設整備に努め、適正に管理運営を行っていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	3　生活保護費	目	1　生活保護総務費

事務事業名	生活保護適正実施業務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
Ｒ６	8,716,971	872,000				7,844,971
Ｒ５	34,327,239	5,398,000				28,929,239
増減	△25,610,268	△4,526,000				△21,084,268

事業目的

生活保護の適正化の推進を図るため、給付に係るシステムの維持管理を行う。また、医療扶助の支給に関する点検等の充実に努める。

事業内容及び成果

生活保護システム標準化に伴い、必要なシステムの改修を実施した。また、医療扶助の適正化に資するため、診療報酬明細書の点検を引き続き専門業者に委託し、点検の強化を図った。

⑴　レセプト管理システム利用料　1,666,500円　（973,500円増）
⑵　生活保護システム改修業務委託料　1,733,600円（3,192,200円減）
⑶　生活保護システム利用料　4,263,600円　（±０円）
⑷　診療報酬明細書点検業務委託料　163,900円　（38,500円減）
⑸　医療扶助業務委託料　240,000円　（±０円）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	生活保護法		法定受託事務等
1.　必要性 （市が実施しなければならない理由など）	□　高　い □　低　い		
2.　成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□　向上した □　維持した □　低下した		
3.　要望 （市民・団体等からの要望など）	□　有 □　無		
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 □無	
	コスト縮減など	□有 □無	
	他の事業との統合や民間委託など	□有 □無	

＜今後の方向性＞	総合判定
生活保護受給世帯への訪問調査等、生活実態等の的確な把握に努めていく。	**継　続**

款	3　民生費	項	3　生活保護費	目	2　扶助費

事務事業名	生活保護扶助事務

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	428,070,785	334,876,425	20,908,000			72,286,360
R５	473,269,705	346,064,750	23,438,000			103,766,955
増減	△45,198,920	△11,188,325	△2,530,000			△31,480,595

事業目的

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援することを目的とする。

事業内容及び成果

被保護者の利用し得る資産・能力その他あらゆるものをその最低限度の生活維持のために活用し、自立を支援することを目的とし生活保護費を支給した。

⑴　生活保護費支給状況

種　別	延人員	決算額	種　別	延人員	決算額
生活扶助	2,010人 (65人増)	85,422,721円 (271,372円増)	生業扶助	18人 (17人増)	226,280円 (224,080円増)
住宅扶助	1,607世帯 (32世帯増)	26,906,999円 (234,533円増)	葬祭扶助	２人 (３人減)	218,407円 (466,393円減)
教育扶助	19人 (５人減)	103,910円 (43,322円減)	施設事務費	507人 (３人増)	64,816,056円 (3,384,028円増)
介護扶助	431人 (22人増)	7,112,910円 (777,572円増)	就労自立給付金	１人 (±０人)	20,000円 (13,140円減)
医療扶助	2,163人 (40人増)	243,243,502円 (49,567,650円減)	進学・就職準備給付金	０人 (±０人)	０円 (±０円)
出産扶助	０人 (±０人)	０円 (±０円)	合　計		428,070,785円 (45,198,920円減)

⑵　生活保護人員の状況（令和７年３月31日現在）

世帯数　177世帯（７世帯減）　実人員　199人（４人減）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	生活保護法		法定受託事務等
1.　必要性 （市が実施しなければならない理由など）	□　高　い □　低　い		
2.　成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□　向上した □　維持した □　低下した		
3.　要望 （市民・団体等からの要望など）	□　有 □　無		
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 □無	
	コスト縮減など	□有 □無	
	他の事業との統合や民間委託など	□有 □無	

＜今後の方向性＞	総合判定
困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援していく。	**継　続**